

函 福 管

令和5年(2023年)8月10日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 函館市低所得世帯臨時特別給付金に係る確認書の送付等について
- 2 養護老人ホーム入所者に係る個人情報の漏えいについて

(保健福祉部管理課)

## 函館市低所得世帯臨時特別給付金に係る確認書の送付等について

### 1 函館市低所得世帯臨時特別給付金の概要

#### (1) 制度の目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯の方に対して、函館市低所得世帯臨時特別給付金を支給します。

#### (2) 対象世帯・支給額

|       | ①住民税非課税世帯   | ②住民税均等割のみ課税世帯   |
|-------|---|---|
| 該当の条件 | 令和5年6月1日時点で函館市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯 | 令和5年6月1日時点で函館市に住民登録があり、以下のいずれかに当てはまる世帯<br>●令和5年度分の住民税均等割のみ課税されている方で構成される世帯<br>●令和5年度分の住民税均等割のみ課税されている方と住民税均等割が非課税の方で構成される世帯 |
| 支給額   | 1世帯あたり3万円   | 1世帯あたり1万8千円   |

上記①、②のいずれか1世帯につき1回限り。ただし、②に該当する世帯は下記6の対象となる見込みです。

### 2 「確認書」および「申請書」の送付および返送

#### (1) 確認書

1 (2) の対象と見込まれる世帯（約58,000世帯）へ8月10日（木）から「確認書」を郵送します。（8月14日（月）以降、各世帯へ到着予定）

確認書が届きましたら、記載内容を確認し、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒にて返送していただきます。

#### (2) 申請書

令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯など、函館市において世帯の課税状況が確認できなかった世帯（約800世帯）へ8月15日（火）から「申請書」を発送する予定です。（8月17日（木）以降、各世帯へ到着予定）

申請書が届きましたら、記載内容を確認し、必要事項を記入のうえ、申請に必要な書類を添えて、同封の返信用封筒にて返送していただきます。

### 3 支給時期

返送された「確認書」を受付後、記載事項の確認・審査等を経て、約3週間後に指定している口座に振り込む予定です。

なお、振り込む時には、「支給決定通知書兼口座振込通知書」を送付します。

#### 4 提出期限

令和5年11月30日（木）必着

#### 5 お問い合わせ

○函館市臨時特別給付金コールセンター

電話（フリーダイヤル）**0120-023-603**

午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）

#### 6 北海道低所得世帯臨時特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯への給付）について

住民税均等割のみ課税世帯については、市の給付金1万8千円とは別に、北海道からの給付金（1万2千円）の受給対象と見込まれるため、8月中旬以降、市から北海道へ対象世帯の名簿提供を行ったのち、順次「確認書」が送付される予定となっております。対象となる世帯は、市の給付金とは別に手続きが必要となりますのでご注意願います。

手続き方法などに関するお問い合わせ

○北海道給付金事務局事務局コールセンター

電話（フリーダイヤル）**0120-175-043**

午前9時から午後6時（土・日・祝日を除く）

○北海道給付金事務局 Web サイト

<https://kyuhu-hokkaido.jp/>

## 養護老人ホーム入所者に係る個人情報の漏えいについて

### 1 内 容

令和5年7月13日(木)、養護老人ホームの入所者等に発送する老人ホーム負担金の令和5年度分の決定通知書1名分を当該入所施設に送付すべきところ、他の施設に誤って送付した。

令和5年7月18日(火)に決定通知書を受けとった施設からの指摘により、誤送付が判明した。

その後、誤って送付した決定通知書を回収し、本来送付すべき施設に対し、改めて決定通知書を送付するとともに、関係者に説明、謝罪した。

※決定通知書に記載の個人情報

施設利用者の住所、氏名、施設名、令和5年度の負担金額

### 2 原 因

封入、封かん作業を1人で行ったほか、封筒に貼付した宛名シールに記載の施設名と封入した通知書に記載の施設名の確認を怠っていた。

### 3 再発防止と今後の対応

封入、封かん、送付の業務にあたっては、封入書類の内容確認を複数回、複数人数で行うことや、封入、封かん作業を別行程の作業とすることなど、個人情報保護法に基づく取り扱いの方法や安全管理措置等に係る規則等の遵守を徹底するほか、個人情報保護に係る研修を実施し、職員の意識向上を図り、再発防止に努める。